

令和5年第1回定例会

多摩ニュータウン環境組合議会会議録

令和5年2月14日開会

多摩ニュータウン環境組合議会

令和5年第1回定例会

多摩ニュータウン環境組合議会会議録目次

○2月14日(火)

出席議員	1
欠席議員	1
管理者等の出席	1
事務局職員の出席	1
議事日程	1
開会・開議	2
会期の決定	2
会議録署名議員の指名	2
議長報告	2
管理者報告	2
第1号議案 多摩ニュータウン環境組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を専決処分した ことについて	4
第2号議案 令和4年度多摩ニュータウン環境組合一般会計補正予算(第2号)	5
第3号議案 令和5年度多摩ニュータウン環境組合一般会計予算	6
第4号議案 多摩ニュータウン環境組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	11
議員提出議案第1号 多摩ニュータウン環境組合議会個人情報保護条例の制定について	12
閉議・閉会	13

令和5年第1回多摩ニュータウン環境組合議会定例会会議録

令和5年2月14日 開会

出席議員

第1番 星野直美君	第2番 伊藤忠之君
第3番 荻田米蔵君	第4番 石川好忠君
第5番 新井よしなお君	第6番 おく栄一君
第7番 橋本由美子君	第8番 渡辺しんじ君
第9番 山崎ゆうじ君	

欠席議員（なし）

管理者等の出席

管 理 者	阿 部 裕 行 君
副 管 理 者	石 森 孝 志 君
代 表 監 査 委 員	花 形 守 康 君
会 計 管 理 者	高 階 靖 哲 君
八王子市資源循環部長	真 辺 薫 君
町田市環境資源部長	野 田 好 章 君
多摩市環境部長（兼）特命事項担当部長	小 柳 一 成 君

事務局職員の出席

事 務 局 長	小 林 弘 宜 君
施 設 課 長	中 村 浩 久 君
総 務 課 長	柚 木 則 夫 君
計画担当課長（兼）出納課長	平 松 郁 人 君

速 記 士 木暮サトミ（会議録研究所）

議事日程

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議長報告
- 第4 管理者報告
- 第5 第1号議案 多摩ニュータウン環境組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したことについて

- 第6 第2号議案 令和4年度多摩ニュータウン環境組合一般会計補正予算（第2号）
- 第7 第3号議案 令和5年度多摩ニュータウン環境組合一般会計予算
- 第8 第4号議案 多摩ニュータウン環境組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議員提出議案第1号 多摩ニュータウン環境組合議会個人情報保護条例の制定について

午後2時00分開会

○議長（荻田米蔵君） 本日は、お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第1回多摩ニュータウン環境組合議会定例会を開催いたします。

直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでありますので、ご承知願います。

◇

○議長（荻田米蔵君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荻田米蔵君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日といたします。

◇

○議長（荻田米蔵君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議会会議規則第83条の規定により、議長において、

第9番 山崎 ゆうじ 議員

第1番 星野 直美 議員

を指名いたします。

◇

○議長（荻田米蔵君） 日程第3、議長報告を行います。

監査委員より、令和4年10月分から12月分までの現金出納検査報告書及び令和4年度定期監査報告書が提出されております。お手元に配付したとおりであります。ご了承ください。

◇

○議長（荻田米蔵君） 日程第4、管理者報告がございます。阿部管理者。

〔管理者阿部裕行君登壇〕

○管理者（阿部裕行君） それでは、私から報告事項を5件申し上げます。

1件目は、多摩清掃工場の運営状況についてです。

昨年4月から12月末までの構成市からのごみの搬入量は、可燃ごみが4万1,332 tで、前年同期に比べ6,405 t増加しています。不燃ごみは1,822 tで、257 tの増加、粗大ごみは1,813 tで、63 t減少しています。応援処理の状況につきましては、町田市から清掃工場の火災による不燃ごみが245 t搬入されました。また、今年度より受入れを行っている町田市の清掃工場で処理し切れない家庭系可燃ごみは、5,685 t搬入されました。

加えて、新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養施設から排出される可燃ごみの広域応援について、クリーンセンター多摩川の定期修繕に伴い焼却処理ができない期間に多摩清掃工場で受け入れた搬入量は1 tとなっております。

次に、環境測定結果ですが、昨年10月に測定した2号炉の排出ガス中のダイオキシン類濃度は1 m³当たり0.000042ng-TEQであり、法規制値やISO14001で規定している自主規制運用値を下回る結果でした。

また、昨年12月に測定しました放射能濃度の測定結果につきましては、主灰が不検出、飛灰が47.4Bq/kgで、国の基準値を大きく下回りました。さらに、敷地境界における放射線量測定結果につきましては、0.07

から0.08 μ Sv/hという結果でした。

今後も、焼却処理で発生する焼却灰等の放射能濃度と環境測定を定期的に行い、速やかに公表してまいります。

2件目は、昨年12月末までのリサイクルセンターの運営状況についてです。

来館者数は1万5,135人で、構成市で収集した粗大ごみのうち、再利用が可能なものを再生し、販売した家具などの再利用品は5,671点でした。廃食器の回収につきましては、延べ405人の方の持込みがありました。

3件目は、多摩清掃工場の周辺地域との関わりについてです。

昨年12月27日に、地域交流と環境に対する関心を深めることを目的とした「唐木田クリーンアップ作戦2022」を実施いたしました。今年度も、唐木田地域の団体と事業所等12団体で構成する実行委員会で準備を進めてまいりました。

当日は新型コロナウイルス感染症対策を行い、一般参加者15名と19団体84名の参加をいただき、約23kgのごみを集めることができました。清掃終了後には記念撮影と全体で振り返りの会を行い、清掃活動を通して気づいた点や感想をグループごとに発表していただきました。

今後も、多摩清掃工場と周辺地域との連携をより一層深めるため、事業の充実を図っていきたいと考えております。

4件目は、電力の地産地消についてです。

今年度より、多摩市と協力し、多摩清掃工場の電力を多摩市の公共施設で使用する電力の地産地消を行っているところですが、将来に向けて、構成3市と協力し、多摩清掃工場が発電する電力の有効活用について、新たな枠組みによる検討を開始しました。

引き続き、電力の地産地消を実現するための取組を行ってまいります。

5件目は、中期経営計画の策定についてです。

安全で衛生的な運転を前提に、合理的で効率的な経営を行うため、平成20年度から5年ごとに中期経営計画を策定しており、今回、4回目となる「ビジョン2027」を策定いたしました。

令和5年度から令和9年度までの計画における取組としましては、国際社会共通の目標であるSDGsを意識しながら、4つの目標、10個の取組項目、23個の取組内容を策定し、様々な課題に対応してまいります。

これからの5年間も、経営方針である「環境にやさしい安全で開かれた多摩清掃工場」の実現のため、組合が一丸となりしっかりと取り組んでまいります。

以上5件をご報告申し上げ、管理者報告といたします。

○議長（萩田米蔵君） 管理者報告が終わりました。



○議長（萩田米蔵君） 日程第5、第1号議案「多摩ニュータウン環境組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したことについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。阿部管理者。

〔管理者阿部裕行君登壇〕

○管理者（阿部裕行君） ただいま議題となっております第1号議案について、提案の理由を申し上げます。

令和4年の給与改定については、令和4年10月12日に東京都人事委員会から、公民較差解消のため、給料月額平均0.2%の引上げと勤勉手当の支給月数を一般の職員にあつては0.1月、再任用職員にあつては0.05月に引き上げる勧告がなされました。

このことを踏まえて、当組合の給与制度を準拠している多摩市におきましては、改定勧告された東京都給

料表に準拠して改定を行い、令和4年4月から12月までの公民較差相当分と勤勉手当0.1月の支給月数引上げ分を令和5年1月31日に支給することを令和4年第4回議会定例会で議決されました。

当組合においては、1月31日に支給するため、組合議会を開催するいとまがなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、当組合の職員の給与に関する条例の改正を専決処分により行ったものです。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻田米蔵君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荻田米蔵君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより第1号議案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荻田米蔵君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより第1号議案「多摩ニュータウン環境組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したことについて」を挙手により採決いたします。

本案は承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荻田米蔵君） 挙手全員であります。よって、本案は承認することに決しました。



○議長（荻田米蔵君） 日程第6、第2号議案「令和4年度多摩ニュータウン環境組合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。阿部管理者。

〔管理者阿部裕行君登壇〕

○管理者（阿部裕行君） ただいま議題となっております第2号議案について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正予算は、決算見込みに基づき補正を行うものです。その結果、歳入歳出予算をそれぞれ7,825万6,000円増額し、総額を15億9,098万8,000円とするものです。

まず、歳入についてご説明します。

第4款財産収入の1,000円につきましては、財政調整基金積立利子の確定に伴う計上です。

第5款繰入金の8,445万3,000円につきましては、他の歳入及び歳出の差引不足分を調整したものです。

第7款諸収入につきましては、他地区ごみ処理費の増加見込みが85万1,000円、鉄屑等売却代の増加見込みが5,319万円、電力会社からの電力量料金収入増加見込みが1,562万5,000円である一方、町田市支援ごみ処理費が7,586万4,000円の減少見込みとなったため、差引き619万8,000円の減少となりました。

続いて、歳出です。

第2款処理場費の858万9,000円につきましては、光熱水費及び委託料等の増減見込みを計上したものです。

第5款諸支出金につきましては、歳入における他地区ごみ処理費、鉄屑等売却代、電力量料金収入、財政調整基金積立利子を加えた6,966万7,000円を財政調整基金へ積み立てるものです。

これにより、令和4年度末における基金現在高は、施設整備基金が6億3,708万5,000円、財政調整基金が7億9,120万4,000円となる見込みです。

以上が補正予算の内容です。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻田米蔵君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荻田米蔵君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより第2号議案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荻田米蔵君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより第2号議案「令和4年度多摩ニュータウン環境組合一般会計補正予算（第2号）」を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荻田米蔵君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○議長（荻田米蔵君） 日程第7、第3号議案「令和5年度多摩ニュータウン環境組合一般会計予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。阿部管理者。

〔管理者阿部裕行君登壇〕

○管理者（阿部裕行君） ただいま議題となっております第3号議案について、提案の理由を申し上げます。

国においては、コロナ禍からの回復は依然として脆弱な状況にあり、食料品やエネルギーでの価格上昇はあるものの、2%の物価安定目標の持続的・安定的な実現のため、引き続き金融緩和策を継続している状況にあるとされ、今後の経済状況については、原材料価格の上昇や供給面での制約に加え、金融資本市場の変動等による下振れリスクに十分注意する必要があります。

また、構成市においては、経済状況は不透明な状況にあり、景気の好転が見込めない中、厳しい財政運営が続いています。基礎的自治体として、市民の命、健康、生活を守ることを最優先とし、感染症対策や経済活動を支える取組などを切れ目なく行わなければならない、さらに、二酸化炭素の排出量削減、脱炭素社会の構築、デジタルトランスフォーメーションなどの新たな諸課題にも対応していくことが求められています。

予算編成に当たり、当組合では、「中期経営計画・ビジョン2027」の始動の年として、計画の着実な推進を目指すとともに、効率的で効果的な組合運営を図り、安全で安定した工場運営に向けた予算を編成しました。

令和5年度は、次期処理施設検討の準備や人材の確保・育成などにも計画的に取り組むため、組合採用職員の補充を行うほか、効率的な工場運営を進めるため、機器補修工事、屋上防水改修工事、リチウムイオン電池の発火対策として火花検知システム設置工事等を実施いたします。

また、構成市負担金軽減の財源として、財政調整基金から繰入れを行います。

今後も、経営方針である「環境にやさしい安全で開かれた多摩清掃工場」を目指し、地域の信頼と期待に応えられるよう着実に取り組んでまいります。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

なお、予算の内容について、事務局長より説明をいたさせます。

○議長（荻田米蔵君） 提案理由の説明が終わりました。

事務局長より補足説明があります。小林事務局長。

[事務局長小林弘宜君登壇]

○事務局長（小林弘宜君） それでは、令和5年度当初予算案について、第3号議案資料の令和5年度予算の概要を基に補足説明をいたします。

1ページをお開き願います。

こちらは予算編成の基本的な考え方で、組合の予算編成方針になります。

2ページ目では、令和5年度予算のポイントとして掲げました6点について説明しております。

令和5年度予算の規模につきましては16億7,942万4,000円となり、前年度と比べて2億2,166万2,000円、15.2%の増加となりました。

次に、3ページ、4ページの予算の主な内容をお開きください。

まず、3ページの歳入では、第1款分担金及び負担金が10億9,513万9,000円と、前年度比17.1%の増加となりました。

構成市別の負担金内訳につきましては、下の表のとおり、八王子市が3億9,632万8,000円で全体の36.2%、町田市が1億5,541万2,000円で14.2%、多摩市が5億4,339万9,000円で49.6%となっております。

第2款使用料及び手数料につきましては、自動販売機の設置使用料、敷地内の電柱用地の使用料、リサイクルセンターの多目的室使用料でございます。

第4款財産収入につきましては、基金の利子収入を見込みました。

第5款繰入金の内訳につきましては、施設整備基金から建築設備更新工事と火花検知システム設置工事の財源として2,322万2,000円、財政調整基金から構成市負担金軽減の財源として2億6,352万7,000円を繰り入れます。

第6款繰越金につきましては、令和4年度の予算額の2%、2,854万円を見込みました。

第7款諸収入につきましては、鉄屑等売却代と売電収入である電力量料金収入が単価の上昇により増加となった一方、他団体ごみ処理費のうち、町田市支援ごみ処理費がごみ搬入量の削減により減少となったため、合計では2億6,880万1,000円と、前年度と比べて1億3,037万円、32.7%の減少となりました。

次に、4ページの歳出についてです。

第1款議会費につきましては458万9,000円で、前年度比12.2%の減少となりました。主な要因は、視察費用の減少です。

第2款処理場費は15億9,996万6,000円で、前年度と比べて15%の増加となっております。その内容は多様な事業から成っておりますが、主な取組として、長期修繕計画に基づく機器補修工事、リチウムイオン電池等を原因とする発火を早期に検出するための火花検知システム設置工事等を実施します。また、光熱水費の上昇分を見込みました。

第3款公債費につきましては、一時借入金の設定限度枠5,000万円の利子見込額として15万円を計上しました。

第4款予備費につきましては、例年どおり1,000万円を計上しております。

第5款諸支出金につきましては、例年、電力量料金収入の4分の1ずつを施設整備基金と財政調整基金に積み立てていましたが、施設整備基金が目標額の6億円に達したため、電力量料金収入の2分の1を財政調整基金のみに積み立てることいたしました。売電の収入に連動し、前年度比で1,347万1,000円増加しています。

最後に、5ページの基金の現在高について説明いたします。

施設整備基金につきましては、運用利子5万6,000円を積み立てる一方、2,322万2,000円を取り崩し、工事に充当することで、年度末残高は6億1,391万9,000円となることを見込んでおります。

財政調整基金につきましては、売電収入の2分の1となる6,464万5,000円と運用利子1万8,000円を積み立てる一方、財源調整のための繰入金として2億6,352万7,000円を取り崩すことにより、年度末残高は5億9,234万円となることを見込んでおります。

令和5年度当初予算の補足説明につきましては、以上でございます。

○議長（荻田米蔵君） 補足説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。7番、橋本由美子議員。

○7番（橋本由美子君） 歳出の2款処理場費に関して、大きく2問、質問させていただきます。

1点目はリチウムイオン電池の処理についてです。

リチウムイオン電池の安全対策については、一昨年11月の決算議会においても質問させていただきました。市民がごみとして扱うときに慎重な気配りが必要な製品でありながら、なかなかその徹底が難しいものです。しかし、施設や従業員の安全対策や火災防止のためには、なお一層の取組が必要かと思えます。中期経営計画を見ても、次年度にかなり具体的な対応を行う旨、記載されています。

1つ目として、数字を出していただきたいのは、環境組合に持ち込まれた総量と被害発生状況。

それから2つ目として、環境組合や構成市が行ってきた市民への啓発実施の実態。

そして3つ目として、地域経営計画には、次年度は処分先の処理方法や資源率の調査とありますが、調査や検討は現在の職員で実施できるということでしょうか。また、いつ頃までを目途に結果を出し、2024年度、次々年度の予算に反映していくのでしょうか。

2点目は、多摩清掃工場施設老朽化の基本方針についてです。

昨年11月に3市で取り交わされたという基本方針には、建設時期は現在の焼却施設が安全に安定的に継続稼働ができる範囲内ということで、2033年、令和15年から2036年に新焼却施設を稼働できるようにしたい旨、書かれています。そして、決定時期は、来年度、2024年3月までとなっています。

次年度は、こうしたことを決定する大変重要な年度となりますが、3市での検討はどのように進められるのでしょうか。また、3市の議員で構成されるこの議会では、どのような形で関わっていくのでしょうか。一部事務組合議会にとって、その役割が十分果たせるような議会運営と管理者からの情報提供が必要になると考えます。

以上2点について伺います。

○議長（荻田米蔵君） 施設課長。

〔施設課長中村浩久君登壇〕

○施設課長（中村浩久君） ご質問のございましたリチウムイオン電池の処理についてお答えいたします。

3つ質問があったかと思えます。

1つ目の環境組合に持ち込まれました総量と被害発生状況についてでございますが、過去5年間に持ち込まれました電池の総量につきましては約10tございました。被害の発生件数につきましては83件となります。

工場の運転に大きな影響を与えたものとしましては、令和2年6月3日に発生いたしました粗大ごみピット内での火災がございます。不燃・粗大ごみ処理棟から黒煙が上がりまして、消防車が出動する事態となりました。この日はごみの搬入を中止しましたが、職員も機械設備にも焼損はなく、消火剤等の除去ですとか清掃の後、翌日には復旧いたしました。

その他82件につきましては、一月当たり一、二回の頻度で発生したことになりますが、その多くは粗大ご

み破碎機を出たところで発生しています。炎検知器が発火を検知すると同時に散水が始まりまして、直ちに消火しています。その後、職員が現場の安全を確認するまでの間、機械は停止いたしますが、人や機械等の損害はございません。

2つ目の質問でございます環境組合や構成市が行ってきた市民への啓発実施状況につきましては、環境組合では、ホームページや「たまかんニュース」、周辺地域への職員によるポスティングを行うなどによりまして啓発しております。

また、構成市におきましては、工場の施設見学時に、リチウムイオン電池など、工場・車両の発火の可能性のあるものの展示説明ですとか、市の広報、SNSを通じた啓発を行っています。

さらに、構成市は、リチウムイオン電池やそれらの取り外せない小型家電を有害ごみとして収集する取組もしております。これは、不燃ごみや粗大ごみと別々に収集することで、収集運搬時と施設持込み後の火災発生リスクの軽減を図っております。時期としましては、八王子市は令和4年4月から、町田市につきましては7月から実施しております、多摩市は今年、令和5年4月から始める予定となっております。

その他としまして、三多摩清掃協議会など、清掃所管の集まる会議を通じ、東京都や国への働きかけも行っているところでございます。

3つ目の処分先の処理方法や資源率の調査についてでございます。これは組合職員が実施する予定となっております。

また、これまではお金を払って処分しておりましたリチウムイオン電池等についてでございますが、今年度当初は絶縁処理を施すことで無償の処分先に搬出しておりましたが、今年度途中からはお金をもらって処分する有価物として評価されるようになっておまして、資源として売払いを行っております。

今後、社会情勢や市場に対応しながら、処理方法等につきましては予算に反映していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（荻田米蔵君） 小林事務局長。

〔事務局長小林弘宜君登壇〕

○事務局長（小林弘宜君） それでは、2点目の多摩清掃工場施設老朽化の基本方針に関するご質問についてお答えいたします。

初めに、前段の次期焼却施設の稼働時期を構成市と検討する進め方についてお答えいたします。

当組合では、構成市間との相互調整を図るため、清掃を所管する部課長により構成される兼任職員会議という場で調整や協議を行っております。今回の方針は、兼任職員会議の下、課長、係長級で構成するワーキングチームを立ち上げ、その中で検討したものを方針案として兼任職員会議で報告し、構成市からいただいた意見を反映した上で正副管理者会議に諮り、11月1日付で決定したものでございます。

新施設の稼働時期についての決定方法につきましては、今後、構成市と調整・協議しながら決定していくこととなりますが、構成市や組合議会とも情報共有を十分に行い、丁寧に検討を進めてまいります。

また、新施設の具体的な稼働時期が決定されれば、新施設建設に向けての動き出し時期が明らかになってくることとなりますが、新施設建設に当たっては、構成市との調整・協議に加え、住民参画の手法についても検討していく予定です。

次に、後段の組合議会の関わりについてお答えいたします。

新施設の建設は、数十年に一度の大きな事業で、多額の費用負担を伴うことから、組合議会との関わりにつきましては、これまで以上の情報提供や連携、審議が必要になるかと存じます。

現在は、組合議員の皆様にご組合の運営状況等を代表者会議、全議員説明会、議会での管理者報告等を通して情報提供させていただいております。

新施設の建設につきましても、議会の開催等に合わせて情報提供や意見交換等を行ってまいります。

○議長（荻田米蔵君） 質疑はありませんか。7番、橋本由美子議員。

○7番（橋本由美子君） 丁寧なご答弁ありがとうございました。

1つ目のリチウム電池のことですが、安全対策が万全な形で取られていても、持込み量がゼロにならない限り、大きなリスクはあります。構成市の啓発活動にはさらに力を入れていただきたいと思っております。

また、これは構成市のみ問題ではありませんので、都や国レベルでの広報活動にも広げていただきたいと思っております。

現在は有価物となっているようですが、逆有償や無償が年度ごとに繰り返されているような状況では、その取扱いも難しいとは考えますが、情報を機敏に捉えて対応していただき、安全で安定して処理できる仕組みの構築が必要かと思っておりますが、その点について今後の見通しなどを伺いたいと思っております。

2つ目として、基本方針に基づく建て替え時期と、その決定プロセスについてです。

構成市との調整・協議、住民参加の手法についても検討していくとのことですが、稼働が始まるまでに早く10年、その後、使用期間を考えると、30年、40年先を見据えた様々な判断が必要になると思われます。また、過日ご紹介いただいた広島市の処理場のよう、プラントの見える化や集客施設にもなる可能性もあります。広域の考え方、補助金の在り方についても大きな変化がある可能性もあります。そうした意味では、ワーキングチームの果たす役割も大きいと思っております。多くの情報、科学的見地、住民の意見などを様々に反映させていくこと自体、環境組合の大きな仕事になると思っております。

組合議会への対応はもちろん、構成市には清掃部門を所管する議会の委員会もありますので、そこへの対応も重要かと思っております。構成市議会への情報提供等、次年度の取組の計画を伺います。

以上です。

○議長（荻田米蔵君） 施設課長。

〔施設課長中村浩久君登壇〕

○施設課長（中村浩久君） ありがとうございます。1つ目のリチウムイオン電池のところにつきまして、私のほうで答弁させていただきます。

リチウムイオン電池の取扱いにつきましては、情報を機敏に捉えた対応をしていきます。また、ご質問のございましたリチウムイオン電池の安全で安定した処理につきましては、当組合の職員が自前で作成した道具により電池の破壊実験を繰り返し行い、電池が変形して発熱、発煙、発火に至る過程を確認いたしました。これを踏まえて、作業員の負担と発火のリスクが少なく、有価で搬出する方法に行き着いたというところでございます。

また、来年度につきましては、炎の検知を別の方法で行う設備の設置を行い、さらに安全性の向上を図ってまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（荻田米蔵君） 小林事務局長。

〔事務局長小林弘宜君登壇〕

○事務局長（小林弘宜君） 2点目のご質問についてお答えいたします。

基本方針に基づく建て替え時期とその決定のプロセスというところでございますが、清掃工場は、高い煙突があることからランドマークとなる施設でございます。ただいま橋本議員からご指摘のあったとおり、次の新施設では、広島市中工場のように多くの人たちが気軽に訪れ、思い思いにその場所や空間を楽しむとい

う新しい役割も施設の魅力を高める方策の一つではないかと思っております。

また、清掃工場が熱や電気を生み出せることから、防災機能を持たせたりすることについても検討できるのではないかと考えております。

新施設の建設に向けては、広域化や集約化の検討を踏まえた国の補助金の在り方にも注視しながら、多くの情報を集め、住民意見を反映しながら丁寧に情報発信していくことが重要だと考えております。

新施設の稼働時期についての決定方法は、先ほどの答弁でもお答えさせていただきましたように、今後、構成市と調整・協議しながら決定していくこととなりますが、組合といたしましては、新年度の早い時期から年度内の決定に向けて動き出しを始めたかと考えているところでございます。

また、構成市の議会に対しましては、構成市の所管部署を通じてということになりますけれども、しっかりと情報提供していくことも大切であると考えております。

○議長（荻田米蔵君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荻田米蔵君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより第3号議案に対する討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荻田米蔵君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより第3号議案「令和5年度多摩ニュータウン環境組合一般会計予算」を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荻田米蔵君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○議長（荻田米蔵君） 日程第8、第4号議案「多摩ニュータウン環境組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。阿部管理者。

〔管理者阿部裕行君登壇〕

○管理者（阿部裕行君） ただいま議題となっております第4号議案について、提案の理由を申し上げます。

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が改正されたことに対応するため、多摩ニュータウン環境組合個人情報保護条例の一部改正を行うものです。

改正の主な内容としては、法律に規定されている内容は条例から削除した上で、当組合で独自に規定することが可能な部分について規定しました。

以下、独自に規定した主な内容を申し上げます。

まずは、個人情報の帳簿についてです。法律では、対象が1,000人以上の場合、帳簿を整備することとなっておりますが、多摩ニュータウン環境組合では、個人情報管理の観点から、1人でも該当がある場合から帳簿を整備することとします。

次に、開示請求等についてです。開示請求の手数料についてはこれまでどおり無料とし、写しを交付する際の実質相当額の徴収は行いません。1枚当たり、白黒は引き続き10円としますが、カラーは100円を20円に改めます。

開示請求等の決定期間についても、これまでどおり、開示については14日、訂正、利用停止については21

日とします。

以上、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻田米蔵君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荻田米蔵君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより第4号議案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荻田米蔵君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより第4号議案「多摩ニュータウン環境組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荻田米蔵君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○議長（荻田米蔵君） 日程第9、議員提出議案第1号「多摩ニュータウン環境組合議会個人情報保護条例の制定について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。9番、山崎ゆうじ議員。

〔9番山崎ゆうじ君登壇〕

○9番（山崎ゆうじ君） 議員提出議案第1号「多摩ニュータウン環境組合議会個人情報保護条例の制定について」、提案の理由を申し上げます。

議会では、これまで多摩ニュータウン環境組合個人情報保護条例の下、実施機関の一つとして組合とともに個人情報保護に努めてきたところです。しかしながら、令和5年4月より施行される改正個人情報保護法では、国会がその対象となっていないこととの整合を図るため、各地方公共団体議会については実施機関から除外される全国的な共通ルールが適用されることとなりました。そこで、議会においても個人情報保護制度を継続する必要性があることから、本条例を定めるものです。

条例案作成に当たっては、代表者会議におきまして、個人情報保護制度は議会と組合で異なる運用をせず、多摩ニュータウン環境組合として一体で整備するため、議会は組合の条例に合わせた形で条例内容を定めることを確認し、全国市議会議長会が示した議会個人情報保護条例の例示を基に協議を進めました。

議会では、この条例の下でこれからも組合とともに基本的人権の擁護と信頼される議会の実現を図ることを目指していきます。

ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（荻田米蔵君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荻田米蔵君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより議員提出議案第1号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荻田米蔵君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより議員提出議案第1号「多摩ニュータウン環境組合議会個人情報保護条例の制定について」を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（萩田米蔵君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○議長（萩田米蔵君） これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて閉会といたします。大変お疲れさまでございました。

午後2時45分閉会

多摩ニュータウン環境組合議会 議長 荻 田 米 蔵

議員(9) 山 崎 ゆ う じ

議員(1) 星 野 直 美